

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(8月2日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 <sup>※1</sup> )	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 <sup>※2</sup> ) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 <sup>※2</sup> )
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 <sup>※3</sup> ) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市、本宮市) 7/22～:(新地町)	—
	たけのこ	5/9～:(2市1町 <sup>※4</sup> ) 5/13～:(2市2町1村 <sup>※5</sup> )	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	7/19～:(全域)	—
		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(全域)	—
		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	8/2～:(全域)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)	—
		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	7/28～:(全域)	—
		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 <sup>※6</sup>	8/1～:(全域)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請